

老人福祉バス（市内） R7.4.1～

老人福祉バス（市内）利用申請の流れ

★申請は「地区老人クラブ」、「単位老人クラブ」または「ミニクラブ」から受け付けます

★年度内3往復まで利用可能

老人福祉バス（市外）を利用した場合は、年度内2往復まで利用可能

老人クラブ

①研修会等の計画を立てる。

～研修会等とは～

市老人クラブ連合会もしくは老人クラブが行う日帰りの研修会、講習会、レクリエーション

②老人福祉バス事業利用申請書（様式第1号）を長寿健康課に提出する。

※申請書は研修会等の日の7日前までに提出

※10名以上の参加が必要（同内容の研修会等に参加することを条件に、複数の老人クラブが乗り合わせて10名以上となる場合も可）

※乗り合わせる場合は、申請書の備考欄に乗車する全ての老人クラブ名及び会長名を記入（乗り合わせた全ての老人クラブが1往復利用したこととなる）

※経由は原則不可（乗降場所と目的地の往復）ただし、乗降場所及び乗降回数を複数希望する場合は長寿健康課に要相談（同一地区内に限る）

長寿健康課

①貸切バス業者等へバスの予約をする。

②バスの予約後、老人クラブ代表者に予約が完了した旨、連絡する。

老人クラブ

★研修会等実施

老人クラブ

老人クラブ研修会等参加者名簿を提出する。